



令和4年度 発達障害者専門相談窓口

発達障害児（者）やその家族等のご相談を専門相談員がお受けします。また、ケースに応じて適切な医療機関・相談機関・教育機関・療育機関などをご紹介します。

対象者：佐賀県在住の発達障害児（者）、またはその御家族
（または発達障害の疑いのある方、またはその御家族）

ご相談方法：1回50分程度の面談をします。

申し込み方法：予約制になっております。電話にてお申し込みください。

場所 および 日程：

都合により、場所・日程が変わることがあります。事前に電話でお問い合わせください。

圏域名	設置場所	設置日（原則）
中部	桜楽館（小城保健福祉センター）	毎月第2月曜日
	神崎市役所	毎月第4月曜日
東部	キャッチ（鳥栖三養基総合相談支援センター）	毎月第1・3水曜日
北部	りんく（唐津市障がい者支援センター）	毎月第2・4水曜日
西部	伊万里市役所	毎月第1・3火曜日
南部	武雄市役所旧山内庁舎	毎月第2火曜日
	鹿島市役所	毎月第4火曜日

詳細な日程は、裏面のとおりです。

お申し込み・お問い合わせ先 NPO法人それいゆ 専門相談窓口受付担当
(Tel) 0952-37-0250

受付時間 月～金（祝祭日を除く）10時～17時

※ 電話を取れない場合があります。その場合はメッセージを残してください。

この事業は、佐賀県障害福祉課が行っています。委託を受け、NPO法人それいゆが実施しています。

専門相談窓口の日程表

都合により、場所・日程が変わることがあります。事前に電話でお問い合わせください。

	桜楽館 (小城市保健 福祉センター)	神崎市役所	キャッチ (鳥栖三養基 総合相談支援 センター)	りんく(唐津市 障がい者支援 センター)	伊万里市役所	武雄市役所 旧山内庁舎	鹿島市役所
4月	11	25	6・20	13・27	5・19	12	26
5月	9	23	18	11・25	17・31	10	24
6月	13	27	1・15	8・22	7・21	14	28
7月	11	25	6・20	13・27	5・19	12	26
8月	8	22	3・17	10・24	2・16	9	23
9月	12	26	7・21	14・28	6・20	13	27
10月	3	24	5・19	12・26	4・18	11	25
11月	14	28	2・16	9・30	1・15	8	22
12月	12	26	7・21	14・28	6・20	13	27
1月	16	23	4・18	11・25	17・31	10	24
2月	13	27	1・15	8・22	7・21	14	28
3月	13	27	1・15	8・22	7	14	28